

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意について
の適否の決定(水産課)
- ◇公 告 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
公募型指名競争入札の実施(管理課)
- ◇正 誤 平成八年五月十日付鳥取県告示第三百四十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申し込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成八年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加 入 区	漁 業 の 区 分
泊村加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第五百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月三十日 鳥取県指令都計三十二第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市西円通寺字柚ノ木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一六一

鳥取市

鳥取市長 西尾 迢富

鳥取県告示第五百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十六日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年四月十八日 鳥取県指令鳥土維第十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市浜坂四丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市青葉町三丁目一〇三
株式会社不動産
代表取締役 田中 宣二

公 告

美敷川都市砂防工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は、技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年7月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事の概要
 - (1) 工事名 美敷川都市砂防工事
 - (2) 工事場所 岩美郡国府町大字美敷
 - (3) 工事内容 美敷ダムは、千代川水系袋川の支流美敷川の合流点から上流1.7km

に位置し、大正11年に上水道用の利水ダムとして建設されたものであり、昭和53年にその用途を中止しているが、美しい石張り構造を有し、周辺の景観と調和した貴重な資産である。本工事は、美しい石張り構造を残しながら現在の設計基準に適合した砂防ダムとして、この利水ダムを活用するための改築工事である。

- (4) 工事概要
現在の美敷ダムの諸元
流域面積3.9km² 計画洪水量51.6m³/s ダム形式重力式コンクリートダム(粗石セメント) 堤高23.6m 堤長 103m

- 堤高 22m 堤長 103m 天端幅 2.5m
- 土工(掘削、積込) 12,410m³ 石積はずしT2,000m² (800m²)
- コンクリート築立工 6,202m³ 石積工 1,027m²
- 石張工 361m² 水抜工(大口径ボーリング)φ600m/m 22.1m)
- 単管足場 (H_{max}15m) 922m²
- コンクリートジョイント工 (ボーリング)φ46m/m) 97本
- SL=1,026m
- カーテンゲラウト工 (ボーリング)φ66m/m) 96本 SL=1,510m
- ジョイントゲラウト工 (ジョイントゲラウト管設置等) A=1,472m²
- 転流工閉塞 139m³ 濁水処理 一式
- 仮設費(電気設備・工事用道路他) 一式
- (5) 工 期 平成8年9月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成11年3月20日まで

- 2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者
技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- (1) 共同企業体に関する条件
ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

<p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とする。</p> <p>ロ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 共同企業体の代表者は、出資比率が異なる場合はその出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 鳥取県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>ロ 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事業A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>エ 構成員のいずれかは建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。</p> <p>オ 平成8年7月16日(火)から同年8月27日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 構成員のいずれかは過去に砂防ダムの工事を元請けとして施工した実績があること(グラウトに関する工事の実績も技術審査の参考とするので技術資料に記載すること)。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出比率で実施したものに限り。</p> <p>キ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(ア) 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一般土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p>	<p>(ウ) 過去に砂防ダムの工事に従事した経験を有する者であること(グラウトに関する工事の経験も技術審査の参考とするので技術資料に記載すること)。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成8年7月16日(火)から同月30日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成8年7月16日(火)から同月30日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p>
---	---

- (4) 工事内容に関する説明会は、指名及び非指名の通知日以降に行う。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

正 誤

平成八年五月十日付鳥取県告示第三百四十六号（鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

正

四 下 二から三 鳥取県政府調達に係る苦情 鳥取県政府調達に係る苦情

の処理手続要綱 の処理手続要領